

## 「阿南市中小企業等振興支援補助金」の創設について

本市では、中小企業の成長を促進するエコノミックガーデニング事業の一環として、市内の中小企業者の皆様の「新しいチャレンジ」や「経営課題の解決」に向けた様々な取り組みを支援するため、「阿南市中小企業等振興支援補助金」を創設しました。

**補助対象者** 市内の中小企業者又は中小企業団体

**補助率** 2分の1以内（各区分の補助限度額を上限とする）

**募集期間** 令和8年7月1日（水）から随時受付

※交付申請額の累計が予算額（1,000万円）に達し次第、受付を終了します。

### 補助対象事業

区 分	内容・対象経費の例	補助限度額
創業支援	創業後1年以内における販路開拓にかかる広告料など	30万円
働き方改革	働きやすい職場環境づくりにかかる専門家への謝金など	20万円
デジタル化・DX化	業務効率化のためのデジタル技術導入にかかる専門家への謝金など	20万円
女性活躍推進	女性活躍推進のための社内研修にかかる講師への謝金など	20万円
BCP策定・更新	BCP（事業継続計画）策定・更新にかかる専門家への謝金など	10万円
脱炭素経営支援	CO2排出量等の削減方法の把握にかかる専門家への謝金など	10万円
人材確保	採用サイトへの求人掲載料や合同企業説明会への出展料など	20万円
人材育成	業務に直接関連する専門的な研修の受講料など	10万円
販路開拓	販路開拓のための展示会・商談会等の出展料など	20万円
事業承継	支援機関の支援を受けて行う事業承継にかかる委託費など	20万円

※同一年度内で利用可能な区分は、1事業者につき1つです。また、連続した年度で同じ区分を利用することはできません。

問い合わせは 商工戦略課（☎22-3290）へ